

環境確保条例及び同施行規則（第三節土壌及び地下水の汚染の防止関連抜粋）												
環境確保条例（平成 30 年条例第 120 号施行後）		同施行規則（平成 31 年規則第 14 号施行後）										
（土壌汚染対策指針の作成等） 第百十三条 知事は、規則で定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）による土壌の汚染又はこれに起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）を定め、公表するものとする。		（特定有害物質） 第五十三条 条例第百十三条に規定する規則で定める有害物質は、別表第十二の上欄に掲げる物質とする。										
（土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等） 第百十四条 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの(以下「有害物質取扱事業者」という。))に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌汚染の除去等の措置の計画書(以下「土壌地下水汚染対策計画書」という。))を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。 一 有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定める基準（以下「汚染土壌処理基準」という。))を超え、又は超えることが確実であると認められる土壌汚染を生じさせたとき。 二 当該土壌汚染の生じた土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。		（土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等に係る基準等） 第五十四条 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項及び第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき期限 二 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所 三 土壌地下水汚染対策計画書を提出すべき期限 2 条例第百十四条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。										
		3 条例第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める場合(第百十七条第四項に規定する場合を含む。))及び条例第百十六条第四項第一号に規定する規則で定める場合(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。))は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 一 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、当該下欄に定める要件を満たすこと。 <table><tr><td>一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。))を超え、又は超えることが確実であると認められる土地</td><td>地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。))を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点があること。</td></tr><tr><td></td><td>ア 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</td></tr><tr><td></td><td>イ 地下水を水道法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。))、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口</td></tr><tr><td></td><td>ウ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</td></tr><tr><td></td><td>エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る</td></tr></table>	一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。))を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。))を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点があること。		ア 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口		イ 地下水を水道法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。))、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口		ウ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口		エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る
一 土壌の特定有害物質の濃度が、溶出量基準（汚染土壌処理基準のうち溶出量に係る基準値をいう。))を超え、又は超えることが確実であると認められる土地	地下水の流動の状況等からみて、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表第十二の二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。))を超える地下水の汚染があるとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点があること。											
	ア 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口											
	イ 地下水を水道法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。))、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口											
	ウ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口											
	エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る											

	<table><tr><td></td><td>環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実にある公共用水域の地点</td></tr><tr><td>二 土 壌 の 特 定 有 害 物 質 の 濃 度 が、含有量基準（汚染土壌処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実にであると認められる土地</td><td>当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。</td></tr></table> 二 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去等の措置が講じられていないこと。		環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実にある公共用水域の地点	二 土 壌 の 特 定 有 害 物 質 の 濃 度 が、含有量基準（汚染土壌処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実にであると認められる土地	当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。
	環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実にある公共用水域の地点				
二 土 壌 の 特 定 有 害 物 質 の 濃 度 が、含有量基準（汚染土壌処理基準のうち含有量に係る基準値をいう。）を超え、又は超えることが確実にであると認められる土地	当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。				
2 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	（土壌地下水汚染対策計画書） 第五十四条の二 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項、第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百十六条第九項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する土壌地下水汚染対策計画書の提出は、次に掲げる事項を記載した別記第三十号様式による土壌地下水汚染対策計画書によらなければならない。 一 汚染の状況 二 土壌汚染の除去等の措置の区域（条例第百十五条第二項又は第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合にあっては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壌汚染の除去等の措置の区域） 三 土壌汚染の除去等の措置の方法（条例第百十五条第二項又は第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合にあっては、周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために必要となる土壌汚染の除去等の措置の方法）及びその選択理由 四 土壌汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期 五 土壌汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策 六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法				
	2 前項の土壌地下水汚染対策計画書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 土壌汚染の除去等の措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面 二 土壌汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 三 措置終了後の状況を明らかにした図面 四 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理を行う者の氏名（法人にあっては名称）及び処理施設の所在地を記載した書類 五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理することができることを証する書類				
3 第一項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十四条計画書」という。）を提出した者は、当該第百十四条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。					
4 知事は、第百十四条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十四条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。					

5 第百十四条計画書を提出した者は、当該第百十四条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	(土壌汚染の除去等の措置の完了届) 第五十四条の三 条例第百十四条第五項、第百十五条第六項、第百十六条第八項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百十六条第九項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する土壌汚染の除去等の措置の完了の届出は、別記第三十一号様式による土壌地下水汚染対策完了届出書によらなければならない。 2 前項の土壌地下水汚染対策完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 土壌汚染の除去等の措置の実施及び汚染土壌の搬出に関する事項を記載した書類 二 土壌汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
(地下水汚染地域における土壌等の汚染状況の調査要請等) 第百十五条 知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認められる地域があるときは、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質による土壌等の汚染状況の調査（以下「汚染状況調査」という。）を実施し、及びその結果を報告するよう求めることができる。ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。	(汚染状況の調査) 第五十五条 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第九項、第百十六条の二第一項並びに第百十七条第二項に規定する土壌等の汚染状況の調査は、次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第三十二号様式による土壌汚染状況調査報告書によらなければならない。 一 特定有害物質の使用、排出等の状況 二 特定有害物質による土壌等の汚染状況 三 地下水等の状況 2 前項の土壌汚染状況調査報告書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第九項並びに第百十六条の二第一項に規定する汚染状況調査にあつては、当該工場又は指定作業場の図面 二 条例第百十六条第一項第二号及び第九項並びに第百十七条第二項に規定する汚染状況調査にあつては、施設等の除却に伴う土壌の掘削又は土地の改変を行う土地及び当該掘削又は改変の深度を記した図面 三 調査に係る土地の周辺の地図 四 調査に係る土地の汚染状況を明らかにした図面 3 条例第百十五条第一項ただし書及び第百十六条第四項第二号(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること。 二 第五十四条第三項第一号の表一の項下欄に規定する取水口がなく、かつ、将来にわたって当該取水口が設けられる見込みがないと認められる土地であること。
2 知事は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該敷地内の土壌汚染が規則で定める基準に該当するときは、当該汚染状況調査の結果を報告した者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該報告した者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。	(地下水汚染地域における土壌又は地下水の汚染に係る基準) 第五十五条の二 条例第百十五条第二項及び第百十六条第四項第二号（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 土壌の特定有害物質の濃度が別表第十二の三の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第二溶出量基準」という。)を超え、又は地下水の特定有害物質の濃度が別表第十二の四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値（以下「第二地下水基準」という。）を超えること。 二 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去等の措置が講じられていないこと。
3 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	
4 第二項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十五条計画書」という。）を提出した者は、当該第百十五条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければ	

ならない。	
5 知事は、第百十五条計画書を提出した者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十五条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
6 第百十五条計画書を提出した者は、当該第百十五条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
(工場等の廃止又は施設等の除却時の義務) 第百十六条 次の各号に掲げる者は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。 一 工場等廃止者（有害物質取扱事業者であった者で工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。） 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地 二 施設等除却者（有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。） 当該除却に伴い土壌の掘削を行う土地	(工場等の廃止又は施設等の除却時の調査等) 第五十六条 条例第百十六条第一項本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止した場合 廃止の日から起算して百二十日を経過した日又は工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う日の三十日前のいずれか早い日 二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施設等を除却しようとする場合 当該除却に伴い土壌の掘削を行う日の三十日前 三 条例第百十六条第一項ただし書の確認が取り消された場合 取消しの日から起算して百二十日を経過した日 2 条例第百十六条第一項第二号の規則で定める主要な施設等は、工場又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染を引き起こしたおそれがあるものとする。 3 条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十二号の二様式による調査猶予確認申請書を提出しなければならない。 一 廃止した工場又は指定作業場の名称 二 廃止した工場又は指定作業場の敷地であった土地の所在地及び敷地面積 三 廃止した工場又は指定作業場における特定有害物質の使用、排出等の状況 四 確認を受けようとする土地の場所 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法 六 確認を受けようとする土地において汚染状況調査の実施が困難である理由 七 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先 4 前項の調査猶予確認申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、所有者等が当該確認の申請に同意している旨を示す書類 二 廃止した工場又は指定作業場の周辺の地図 三 確認を受けようとする土地の範囲を示す図面 四 廃止した工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況に関する記録の一覧 5 知事は、第三項の申請に係る当該土地の利用方法その他の状況が次の各号のいずれにも該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の全部又は一部について、条例第百十六条第一項ただし書の確認をするものとする。 一 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当するとき。 ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場（当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。 イ 廃止した工場又は指定作業場が小規模であって、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の

	用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。 ウ 工場等廃止者以外の者の事業又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接接触することのない状況であること。 二 汚染状況調査における土壌及び地下水の採取に当たり、現に事業若しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基礎等の全部若しくは一部を損壊させることが必要であり、かつ、それにより当該事業又は居住に著しい支障が生じるとき。
2 前項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。）は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。	第五十六条の二 条例第百十六条第二項の規定による届出は、変更の事実を証する書類等を付して、別記第三十二号の三様式による調査猶予確認事項変更届出書により行うものとする。この場合において、前条第三項第四号から第六号までの事項の変更にあっては当該事項の変更の前に、条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者の地位の承継又は前条第三項第七号の事項の変更にあっては当該変更のあったときから遅滞なく届け出なければならない。
3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものとする。 一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。 二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。	
4 知事は、第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。 一 当該土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。 二 当該土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき（将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときを除く。）。	
5 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。	
6 第四項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書（以下この条において「第百十六条計画書」という。）を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。	
7 知事は、第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。	
8 第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
9 第一項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、工場等廃止者又は施設等除却者が、汚染状況調査の実施若しくは報告、第百十六条計画書の作成若しくは提出又は土壌汚染の除去等の措置若しくは当該措置が完了した旨の届出を行わずに、当該土地の譲渡（借地の場合にあっては、当該土地の返還をいう。以下同じ。）をしたとき	

は、当該譲渡を受けた者も、当該汚染状況調査の実施及び報告、第百十六条計画書の作成及び提出並びに土壌汚染の除去等の措置及び当該措置が完了した旨の届出（当該土地の譲渡をした際、工場等廃止者又は施設等除却者が行っていないものに限る。）を行わなければならない。	
10 知事は、前項（次条第二項において準用する場合を含む。）に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知ったときは、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規則で定める事項を通知するものとする。	第五十六条の三 条例第百十六条第十項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。 一 譲渡又は返還のあった土地の場所 二 譲渡又は返還のあった土地に係る工場又は指定作業場の名称 三 工場又は指定作業場に係る工場等廃止者又は施設等除却者の氏名又は名称 四 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等除却の日 五 工場又は指定作業場で取り扱っていた特定有害物質の種類 六 譲渡又は返還のあった土地に係る汚染状況調査の結果が報告され、条例第百十八条の二第一項に規定する台帳が調製されているときは、その旨 七 譲渡又は返還のあった土地に係る条例第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示がなされているときは、その指示の内容
11 土地の所有者等（工場等廃止者、施設等除却者及び第九項の譲渡を受けた者を除く。）が汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置を行った場合（工場等廃止者、施設等除却者又は第九項の譲渡を受けた者が、第一項、第六項又は第九項の規定に基づく汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置を行わない場合に限る。）において、当該汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたものであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置があったものとみなす。	
（有害物質取扱事業者による自主調査） 第百十六条の二 有害物質取扱事業者（第百十五条第一項、前条第一項又は第百十七条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実施したときは、その結果を知事に報告することができる。	
2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の報告をした有害物質取扱事業者について準用する。この場合において、前条第四項中「第一項」とあるのは「第百十六条の二第一項」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第五項中「前項」とあるのは「第百十六条の二第二項において準用する第百十六条第四項」と、前条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第百十六条の二第二項において準用する第百十六条第四項又は第五項」と、「第百十六条計画書」とあるのは「第百十六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第七項及び第八項中「第百十六条計画書」とあるのは「第百十六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、前条第九項中「第一項及び第四項から前項まで」とあるのは「第百十六条の二第二項において準用する第百十六条第四項から第八項まで」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質取扱事業者」と、「汚染状況調査の実施若しくは報告、第百十六条計画書」とあり、及び「汚染状況調査の実施及び報告、第百十六条計画書」とあるのは「第百十六条の二計画書」と読み替えるものとする。	
（工場等の敷地又は工場等の存した土地の改変時における汚染地改変者の義務） 第百十六条の三 次の各号に掲げる土地において、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えている土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為（以下「汚染地の改変」という。）を行う者（以下「汚染地改変者」という。）は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を	（汚染地の改変） 第五十六条の四 条例第百十六条の三第一項に規定する規則で定める行為は、次のいずれかに該当する行為（非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除く。）とする。 一 土壌汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。 二 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル

作成し、知事に提出しなければならない。ただし、次条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。 一 第百十五条第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地内の土壌汚染が同条第二項の規則で定める基準に該当しなかった土地 二 第百十六条第一項の規定による汚染状況調査の結果、同条第四項ただし書に該当した土地又は同項各号のいずれにも該当しなかった土地 三 第百十四条第三項若しくは第四項、第百十五条第四項若しくは第五項、第百十六条第六項、第七項若しくは第九項（前条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第百十六条第十一項又は次項の規定により措置が講じられた土地	以上であること（土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。）。 三 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上であること（土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井を設けるためのボーリングであつて、汚染の拡散の防止が図られる方法によるものを除く。）。 四 汚染土壌を敷地外へ搬出すること（試験研究の用に供するために行う場合を除く。）。 （汚染拡散防止計画書） 第五十六条の五 条例第百十六条の三第一項並びに第百十七条第三項及び第七項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、次に掲げる事項（条例第百二十二条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合は、第二号、第三号及び第五号を除く。）を記載した別記第三十三号様式による汚染拡散防止計画書によらなければならない。ただし、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第一項又は第十六条第一項に基づく届出をしたときは、当該届出をもって汚染拡散防止計画書の提出に代えることができる。 一 汚染の状況 二 汚染の拡散防止の区域 三 土地の改変又は汚染地の改変の内容及び汚染の拡散防止の方法 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策 六 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法及び搬出先での処理の方法 2 前項の汚染拡散防止計画書には、次に掲げる書面等（条例第百二十二条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合は、第二号及び第三号を除く。）を添付しなければならない。 一 改変する土地の汚染状態を明らかにした図面 二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 三 改変終了後の状況を明らかにした図面 四 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理を行う者の氏名（法人にあつては名称）及び処理施設の所在地を記載した書類 五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理できることを証する書類 3 前二項の規定は、条例第百二十二条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合にあつては、第五十六条の五第一項第四号中「汚染の拡散防止の開始及び終了の時期」とあるのは「汚染土壌の搬出の開始及び終了の時期」と、同項第六号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と、前項第一号中「改変する土地」とあるのは「搬出する汚染土壌」と、同項第四号中「処理を行う者」とあるのは「処理又は管理を行う者」と、「処理施設の所在地」とあるのは「処理施設又は管理を行う土地の所在地」と、同項第五号中「処理」とあるのは「処理又は管理」と読み替えて適用する。 （汚染拡散防止措置の完了届） 第五十六条の六 条例第百十六条の三第三項及び第百十七条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第三十三号の二様式による汚染拡散防止措置完了届出書によらなければならない。ただし、土壌汚染対策法第十二条各項又は第十六条各項に基づき土地の形質の変更又は汚染土壌の搬出を行ったと認められるときは、当該事実を証する書類の提出をもって汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができる。 2 前項の汚染拡散防止措置完了届出書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。 一 改変の実施及び汚染土壌の搬出に関する事項を記載した書類 二 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
2 前項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。	
3 第一項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したとき	

は、その旨を知事に届け出なければならない。	
（土地の改変時における改変者の義務） 第百十七条 規則で定める面積以上の土地における土地の切り盛り、掘削その他の規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。	（土地の改変時の調査等） 第五十七条 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める面積は、三千平方メートルとする。ただし、土壤汚染対策法第四条第一項の適用を受ける土地にあつては、九百平方メートルとする。 2 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 土地の形質の変更（建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。）並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 ア 通常管理行為又は軽易な行為として次に掲げるもの （1）敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増設 （2）用水又は排水施設の設置 （3）木竹の植栽、植替え等に伴う掘削 （4）既存道路の補修（新設又は拡幅を伴うものを除く。） （5）その他土壤汚染の拡散のおそれがなく、かつ、（1）から（4）までに類する行為 イ 改変の対象となる土地の面積の合計が三百平方メートル未満の行為（当該箇所において汚染土壤処理基準を超え、又は超えることが確実であると認められる土壤汚染が生じている場合を除く。） ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 二 土壤汚染対策法第四条第一項に基づく届出の対象となる行為 3 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第三十四号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。 一 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴 二 特定有害物質の使用、排出等の状況
2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壤が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土地の汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう求めることができる。	
3 土地改変者は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えていることが判明したときは、当該土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。	
4 知事は、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受けた場合において、当該土地の土壤汚染が第百十四条第一項第二号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をした者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることができる。	
5 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあつては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。	
6 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。	
7 次に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、第一項の規定の適用を受ける者にあつては、この限りでない。	
一 第二項の規定による汚染状況調査が実施された土地のうち、第五項の汚染拡散防止の措置を要しなかった土地 二 第五項（次項において準用する場合を含む。）の規定により措置が講じられた土地	

8 第五項及び第六項の規定は、前項の汚染地改変者について準用する。この場合において、第五項中「第三項」とあるのは「第七項」と、「当該汚染拡散防止計画書（前項の規定により変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。）」とあるのは「当該汚染拡散防止計画書」と、第六項中「第三項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。	
（記録の保管、引継等） 第百十八条 第百十四条から前条までの規定に基づく調査を行った者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては当該調査、計画書又は措置の内容について、第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者（その者の地位を承継した者を含む。）にあっては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の作業時の状況について、土地の所有者等と共有するとともに、記録を作成し、保管し、及び必要に応じて土地の所有者等にこれを引き継がなければならない。	
2 土地の所有者等（その者の地位を承継した者を含む。）は、前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならない。	
（台帳の調製等） 第百十八条の二 知事は、第百十四条から第百十七条までの規定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。	（台帳の調製等） 第五十八条 条例第百十八条の二第一項に規定する台帳は、次に掲げる土地について帳簿及び書類等をもって調製するものとする。 一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地 二 条例第百十五条から第百十七条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地 2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 前項第一号の土地にあっては指示、前項第二号の土地にあっては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項 二 前項第二号の土地にあっては、汚染状況調査の結果の報告年月日 三 土地の所在地 四 調製年月日又は訂正年月日 五 第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあっては当該工場又は指定作業場の名称（当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨）、第百十七条第二項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあっては土地の改変に係る事業の名称 六 汚染状況調査を実施した土地の面積及び土壌汚染が確認されている土地の面積 七 汚染状況調査の方法に関する特記事項 八 特定有害物質による土壌等の汚染状況 九 汚染状況調査の受託者 十 当該土地の状況が第五十四条第三項第一号に該当する場合は、その旨 十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容 十二 当該土地に条例第百二十二条第一項第二号の土壌がある場合は、その旨 十三 当該土地が第五十五条第三項に該当する場合は、その旨 十四 当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨 十五 当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壌の処理等の方法 3 第一項の規定による土地の台帳は次に掲げる書類等を添付するものとする。 一 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等 二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明らかにした図面 三 当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした図面

	四 対象地周辺の地図 4 台帳の帳簿記載事項及び書類等に変更があったときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。
2 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するものとする。	
(調査、措置等に係る指導及び助言並びに情報収集等) 第百十九条 知事は、有害物質取扱事業者、工場等廃止者、施設等除却者、第百十六条第一項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者、土地の所有者等、汚染地改変者又は土地改変者がこの節の規定に基づき行う調査、措置等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。	
2 知事は、第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める場合(第百十七条第四項に規定する場合を含む。)又は第百十六条第四項第一号に規定する規則で定める場合(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)に該当することを判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対する情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとともに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供するように努めるものとする。	
(勧告等) 第百二十条 知事は、第百十四条第五項、第百十五条第六項、第百十六条第一項、第八項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)及び第九項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第百十六条の三各項並びに第百十七条第一項、第三項、第五項(第八項において準用する場合を含む。)、第六項(第八項において準用する場合を含む。)及び第七項に違反をしている者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。	
2 知事は、第百十六条第一項の規定に違反している者に対する勧告を行ったときは、同項に規定する汚染状況調査の対象となっている土地の場所及びその範囲について、公表することができる。	
3 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。	
(費用の負担) 第百二十一条 第百十六条第九項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第百十六条の三及び第百十七条の場合において、工場等廃止者又は施設等除却者(第百十六条の二第二項において準用する場合にあっては有害物質取扱事業者)から、第百十六条第一項の廃止若しくは除却に係る土地又は第百十六条の二第一項の汚染状況調査を実施した土地の譲渡を受けた者、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。	
(土地の所有者等の協力義務) 第百二十一条の二 第百十四条から第百十七条までの規定に基づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異なる場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置等の実施に協力しなければならない。	
(適用除外) 第百二十二条 第百十三条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。 一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)第二条第一項に規定する農用地の土壌 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所(汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。)の土壌 三 前二号に掲げるもののほか、法令により特定有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌	
2 前項第二号の規定にかかわらず、第百十三条から前条までの規定	

は、前項第二号の土壌については、当該場所からの土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。	
第六章 雑則	
	(処分についての意見の申出) 第八十条 条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第百二条、第百三条、第百十四条第一項、同条第二項、同条第四項、第百十五条第二項、同条第三項、同条第五項、第百十六条第四項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六条第五項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百十六条第七項（第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第二項、第百三十九条又は第百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。 2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね十四日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。
(違反者の公表) 第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	
第七章 罰則	
第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第九十一条、第九十八条第四項、第百十四条第二項若しくは第四項、第百二十五条第二項又は第百三十九条の規定による命令に違反した者 二 (略)	
第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第百十五条第三項若しくは第五項又は第百十六条第五項（第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第七項（第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者 一の二から二まで (略)	